

## 第一次答申と改正法等の対応関係について

※以下は第一次答申中の「今後の土壤汚染対策の在り方」を論じた箇所をすべて抜粋したものである。

※法律の手当てが必要とされる箇所には波線を引き、対応する改正法条文を枠囲いの中に示した。また、法律ではなく下位法令で手当てするものとして、本小委員会で今後更に検討する必要がある箇所は網掛けで示した。それ以外の箇所については、通知等により対応する予定。

※【規則】とは、土壤汚染対策法施行規則を、【処理業省令】とは、汚染土壤処理業に関する省令を、【指定省令】とは、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令をいう。

## 第2 今後の土壤汚染対策の在り方について

### 1 土壤汚染状況調査及び区域指定

#### (1) 有害物質使用特定施設における土壤汚染状況調査

##### ①一時的免除中や施設操業中の事業場における土地の形質の変更や搬出の規制

(略) このため、3,000 m<sup>2</sup>未満の土地の形質の変更の場合であっても、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、法第4条のようにあらかじめ都道府県等に届出を行い、地歴調査により当該土地において使用等が確認された物質に対し、当該形質変更を行う範囲及び掘削深度内の汚染のおそれがある位置において試料採取等を行うなど土壤汚染状況調査を行うべきである。また、調査の結果、土壤汚染が確認された範囲については、都道府県等が区域指定を行い、適正な搬出・処理を義務付けることとすべきである。ただし、事業者や都道府県等の事務の負担が過大なものとならないよう、以下の措置を講ずるべきである。

#### ア 調査の対象となる一時的免除中や操業中の事業場の敷地の明確化

調査の対象となる「工場・事業場の敷地」の定義を明確に示し、周知・徹底する。具体的には、「工場・事業場の敷地」とは原則、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。）により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいうこと、公道等により隔てられていても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地とすることの周知・徹底を図る（既に一時的免除を受けている土地における免除の範囲の見直しについても可能とする。）。

## イ 規模要件の設定

一時的免除中や操業中【規則】の事業場の敷地のうち、通常の管理行為等を除き、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合を届出対象とする。なお、具体的な規模要件については、事業者や都道府県等の意見を十分に踏まえ、事務の負担が過大なものとならないよう留意しながら、形質変更時要届出区域における届出対象や都道府県等の条例等で規制対象とされている面積を考慮しつつ更に検討すべき【規則】である。

## ウ 報告様式の提示

土壤汚染状況調査の結果について都道府県等による確認がスムーズに行われるよう、一定の報告書の様式を示すべきである。

### 第3条

- 7 第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
  - 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第1項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

## ②地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査と施設設置者の調査への協力

（地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の調査）

（略）このため、有害物質使用特定施設は、平成24年の改正水濁法に対応した地下浸透防止措置が講じられた場合であっても引き続き調査対象とするが、地下浸透防止措置が確実に講じられていることが地歴調査により確認された土地においては、地下浸透防止措置が講じられた後に限って当該施設で使用

されていた物質について、土壤汚染のおそれが認められないものとして扱うべきである。一方で、地下浸透防止措置のうち構造基準は満たしているものの適切に機能していなかったことや、地下浸透防止措置実施前や地下浸透防止措置範囲外の土地について有害物質の漏えい等の可能性があることが地歴調査により判明した場合は、当該土地における汚染拡散等による汚染状態の把握のため、試料採取等を行うべき【規則】である。

(施設設置者の調査への協力)

(略) このため、有害物質使用特定施設の使用廃止時等の調査が適切に行われるよう、施設設置者に対し地歴調査、試料採取等の調査への協力を義務付けるなど役割の強化を行うべきである。

第 61 条の 2 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供しよう努めるものとする。

## (2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壤汚染状況調査

### ① 法第 4 条の届出及び調査に係る手続の迅速化

(略) 法第 4 条の手続において汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行うためには、法第 4 条第 1 項の届出をして第 2 項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壤汚染状況調査（地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合には、試料採取等は不要。）を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべきである。

第 4 条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二・三 (略)

#### 第4条

- 2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

また、法第4条第1項の届出時に私的資料の提出を求めることは、都道府県等による汚染のおそれの判断の迅速化や正確性の向上に有効と考えられるが、一律に私的資料の提出を求めることは都道府県等及び事業者の過大な負担につながることから、引き続き公的資料にて第2項の調査命令について判断することを基本とする。ただし、私的資料が提出された場合は、各都道府県等において、調査命令の判断の際に活用できるものとする。

さらに、都道府県等が事務処理に係る標準処理期間を適切に定めて公表するよう促すことで、手続に要する時間を明確化すべきである。なお、都道府県等が標準処理期間内に事務処理を行うためには、届出の際に適切な情報が提出されている必要があることに留意すべきである。

## ②法第4条の届出対象範囲と調査対象とする深度の適正化

(法第4条の届出対象範囲)

(略) このため、**都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき【規則】**である。

(法第4条の調査対象とする深度の適正化)

(略) 一方で、当該土壌については、搬出による汚染の拡散、形質変更時の汚染の飛散、帯水層に接することによる地下水汚染の発生のリスクは低いと考えられることから、法第4条の調査命令による土壌汚染状況調査の対象とする深度を、原則掘削深度まで(最大深度10メートルとする。)とすべき【規則】である。この場合、都道府県等による調査命令、土壌汚染状況調査結果報告書、台帳等において調査対象が掘削深度に限るものであることを明らかにすべき【規則】である。なお、土壌汚染状況調査を実施した深度以深を別の機会に形質変更する場合については、改めて調査を実施することとすべき【規則】である。

### (3) 健康被害が生ずるおそれに関する基準

(特定有害物質を含む地下水が到達しうる範囲の設定)

(略) このため、特定有害物質による汚染の到達範囲(対象となる帯水層の設定も含む。)については、都道府県等により個別の事案ごとに適切に設定されるよう促すとともに、個別の土地ごとの地下水の流向・流速、地下水質の測定結果、地質等に関するデータを用い、客観的かつ合理的に汚染の到達範囲の設定を行うための方法について技術的検討を実施すべきである。

(飲用井戸等の把握)

(略) 高濃度の地下水汚染が存在する可能性があるため、飲用井戸等について、飲用頻度が低いことや何らかの浄水処理が行われていることをもって安全が担保されているとは言えないことから、浄水処理の有無や飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用利用に供されている場合は、都道府県等が把握する飲用井戸等と考えるべきである。また、都道府県等が飲用井戸等に係る情報を把握しやすくするよう、人の健康被害の防止に関する情報収集を促す規定等を設けるとともに、都道府県等において、市町村と連携した飲用井戸等の合理的な把握方法を明確化するよう促すべきである。

第61条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

2 (略)

(大気中へ揮散した特定有害物質の摂取リスク)

(略)したがって、揮発性のある特定有害物質による土壤汚染地における土地の形質の変更が行われる際には、引き続き揮散防止措置を求めていく必要がある。また、揮発性のある特定有害物質による土壤汚染地における大気中濃度の測定データの更なる集積等を実施し、揮発経路による摂取リスクについて科学的知見を集積していくことが重要である。

#### (4) 臨海部の工業専用地域の特例

(略)以上を踏まえ、臨海部の工業専用地域については、一定の要件の下で以下のような特例を設けるべきである。

##### ア 特例区域の指定の要件と確認方法

臨海部の工業専用地域にあって、人への特定有害物質の摂取経路がない土地であり【具体的要件は規則】、専ら埋立材由来又は自然由来による所与の基準不適合土壤が広がっており【具体的要件は規則】、かつ、特定有害物質による人為由来の汚染のおそれが少ない又はおそれがない土地については【規則】、特例を設けることとし、土地所有者等の申請により新たな区域(以下「新区域」という。)への指定を可能とすべきである。

ただし、人為由来汚染の位置が特定されている土地は新区域に含めない。また、新区域として指定後に人為由来汚染が特定された場合については、当該箇所を新区域から除外する。

##### イ 対象地が既存の区域に指定されている場合の取扱い

既存の区域のうち、埋立地特例区域、自然由来特例区域及び一定の条件を満たす埋立地管理区域については、新区域への申請を可能とする。

##### ウ 新区域に係る規制と自主管理のイメージ

新区域については、土地の形質の変更及び土壤の移動に関する記録や新区域内の土地に応じた土地の形質の変更の施行方法の適用の考え方などの自主管理の方法をあらかじめ都道府県等と合意して実施する代わりに、都度の事前届出(法第4条、第12条)を不要とし、土壤汚染の状況を適切に管理する上で最低限必要な情報を年1回程度の頻度でまとめて事後的に届出を行うこととする。一方で、汚染土壤の区域外への搬出の規制、土地の形質の変更の施行方法の基準の遵守を求める。

より具体的には、新区域において、土壌を区域外へ搬出する場合には、認定調査相当の調査を行い、結果に応じた搬出規制を行うとともに、区域内での土地の形質の変更（10 m<sup>2</sup>未満の形質の変更等の通常の管理行為等を除く。【規則】）及び土壌の移動についての記録や土壌の移動状況を示した図面等を年1回程度の頻度【規則】でまとめて事後に届け出ることとする。また、土地の形質の変更の施行方法は、帯水層に接しない場合については、飛散流出防止措置を講ずる方法とし、帯水層に接する場合については、人為由来の汚染のおそれが少ないと考えられる土地では、飛散流出防止措置に加え、地下水質を監視又は地下水位を管理する方法、自然由来特例区域、埋立地特例区域又は埋立地管理区域から新区域へ指定替えされた土地や人為由来の汚染のおそれがないと考えられる土地では、飛散流出防止措置を講ずる方法とする【規則】。

自主管理計画には、土地の形質の変更等の記録や施行方法の適用計画のほか、区域内での運搬方法、地下水モニタリングの方法（都道府県等との協議により必要とされた場合）、人為由来の基準不適合の存在が判明した場合の取扱い、土地の形質の変更の施行時のモニタリングにおける異常値検出時や事故時など汚染が周囲に拡散するおそれがあるときの対応について位置づける【規則】ものとする。

また、新区域内において、有害物質使用特定施設が新設される場合、改正水濁法に対応した地下浸透防止措置を備えたものとなることから、施設設置場所も含め、区域指定に変更はなく引き続き新区域として指定されることとする。なお、新区域内に存在する既存施設又は新設された施設の廃止時には、法第3条に基づき、地下浸透防止措置が実施されている範囲を含め、調査義務が生じることとする。

土地所有者等が新区域からの解除を希望する場合は、自主管理期間中の土地の形質の変更や土壌の移動状況等も勘案して調査を行った上で、結果に応じて区域指定し直す【詳細手続きは規則】とともに、土地所有者等が変更となった場合は、新区域にとどまるか、新区域の指定を解除・調査結果に応じた他区域への変更とするかを新しい土地所有者等が選択できる【詳細手続きは規則】こととする。

また、新区域については、都道府県等は、土地所有者等に対し、報告徴収・立入検査を行うことができることとし、自主管理計画と異なる不適切な行為等が確認された場合等、必要と認めるときは、解除の場合の手續に準じて新区域の取消しを行う【規則】こととする。

新区域中、専ら埋立材（（5）に相当する昭和52年3月15日以前の埋立地も含む。）又は自然由来による基準不適合土壌のみが存在している土地に

については、後述の2（3）における移動や資源としての活用の対象とすべき【規則】である。

第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

二～四 （略）

2・3 （略）

4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 （略）

#### （5）昭和52年3月15日以前に埋め立てられた埋立地の取扱い

（略）このため、昭和52年3月15日以前に公有水面埋立法により埋め立てられた埋立地であっても、土壌汚染状況調査において、①汚染原因が専ら埋立材由来であり、②埋立地特例調査により第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）については第二溶出量基準適合であり（第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物については基準適合）、③地歴調査により廃棄物が埋め立てられている場所でないことが確認された場合、埋立地特例区域に指定できるようにすべき【規則】である。

併せて、埋立地管理区域又は一般管理区域について、土壌汚染状況調査の結果、上記条件を満たす場合は、埋立地特例区域に変更することを認めるべき【規則】である。



## 2 要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

### (1) 要措置区域における指示措置等の実施枠組み

#### ①措置実施計画及び完了報告の届出並びに都道府県等による確認

(略) このため、覆土の厚さ不足、観測井の位置誤りなどの誤った施行方法により、汚染が拡散したり、措置完了に必要な書類が不十分で措置内容が確認できず解除できなかつたりしないよう、都道府県等による措置内容の確認を確実に行うため、都道府県等への措置実施計画の提出や、措置完了報告の義務等について、以下のような統一的な手続を設けるべきである。

#### ア 措置実施計画の内容

選択した措置の種類、選択理由、調査結果、施行方法、措置実施予定期間(施行期間、モニタリング期間)、措置完了の条件等を記載。【詳細は規則】

#### イ 措置として行う地下水の水質の測定

特定有害物質の種類や濃度、帯水層と汚染土壌の位置関係、観測井の設置位置、地下水の流速や地下水中の濃度、拡散を踏まえ、測定期間を措置実施計画の中で定める。この場合、地下水の水質の測定の結果によっては期間を延長する可能性があること、測定期間中に地下水基準を超過した場合の対応等についても位置付ける。【規則】

#### ウ 分解生成物

汚染の除去等(原位置浄化等)に伴い、帯水層中で、一部の特定有害物質から分解生成物が生ずることが予想される場合には、帯水層中に生ずる可能性のある分解生成物(特定有害物質に限る。)への対応について措置実施計画中の措置完了の条件に位置付けるとともに、措置完了時に当該条件を達成しているかについて確認する。【規則】

また、措置実施計画の内容に変更が生じた場合には、都道府県等に当該内容を報告すべきである。また、詳細調査(深度方向調査)は、措置実施計画の策定等に必要な範囲について実施できるよう、都道府県等への事前の届出を不要とする【規則】とともに、指定調査機関による汚染の拡散を引き起こさない方法での実施を推奨すべきである。

なお、形質変更時要届出区域において区域指定の解除を実施する場合についても、要措置区域の場合と同様に、都道府県等が措置実施計画や措置完了報告の提出を受け、その内容を確認した上で解除を実施することを促すことが望ましい。

第7条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第1項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第9条第1号及び第10条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

## 第7条

- 5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。
- 6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。
- 8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第1項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく、当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

### ②台帳の記載事項の取扱い

(略) このため、区域指定が解除された際には、措置の内容等と併せて区域指定が解除された旨の記録を解除台帳の調製等により、既存の要措置区域等の台帳とは別に残すことで、措置済みの土地であることを明らかにするとともに閲覧可能とし、土壤汚染状況の把握を行う際等に活用できるようにすべきである。

また、実施した調査や措置等の内容に関する記載事項を充実させるべきである。例えば、措置実施計画に詳細調査等の内容や要措置区域等内に搬入する埋め戻し土・盛土等の品質管理方法を位置付け、その記録を台帳に残すべきである。【規則】

第 15 条 都道府県知事は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第 6 条第 4 項の規定により同条第 1 項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第 11 条第 2 項の規定により同条第 1 項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2・3 （略）

## （２）要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等

### ①要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法

（略）要措置区域や形質変更時要届出区域（一般管理区域）においては、地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する施行方法を認めることとすべきである。ただし、第一種特定有害物質が原液状態で土壤中に存在している場合や、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合は、準不透水層までの遮水壁の設置等の方法など地下水汚染が拡散するおそれがない方法で実施すべき【規則】である。

また、措置実施計画や形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の中に、施行方法に関する事項や施行中に水位上昇等により地下水汚染の拡大が確認された場合の対応について盛り込み、都道府県等による確認を受けた上で施行を行うようにすべき【規則】である。

### ②飛び地間の土壌の移動の取扱い

（略）このため、一つの事業場の土地や一連の開発行為が行われる土地において、同一契機で行われた調査の対象地内であれば【具体的要件は規則】、飛び地になって区域指定された区画間の土壌の移動を可能とすべきである。なお、飛び地間の土壌の移動であっても、汚染土壌の運搬時には運搬基準が遵守されるべきである。また、要措置区域においては措置実施計画の中で、形質変更時要届出区域においては土地の形質の変更の届出書の中で、飛び地間の移動がある旨について明らかにすべき【規則】である。

第 16 条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～七 （略）

八 当該汚染土壤を第 18 条第 1 項第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地

九・十 （略）

2～4 （略）

第 18 条 汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

四・五 （略）

2・3 （略）

第 20 条 （略）

2～8 （略）

9 前各項の規定は、汚染土壤を他人に第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第一項中「(当該委託が汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該汚染土壤を土地の形質の変更に使用する者)」と、(中略)前項中「処理受託者」とあるのは「土壤使用者」と読み替えるものとする。

### ③認定調査の合理化

(略) これらを踏まえ、土壌汚染状況調査の地歴調査において全ての特定有害物質について汚染のおそれの有無を確認して指定された区域に限り、認定調査を実施する際の試料採取等対象物質を、原則として区域指定に係る特定有害物質に限定すべきである。ただし、以下の特定有害物質については、試料採取等の対象とすべきである。【規則】

- ア 認定調査時地歴調査により、区域指定後に新たな汚染のおそれが確認された場合又は搬入土壌が埋め戻された場所である場合における、当該汚染のおそれが確認等された特定有害物質
- イ 土壌汚染状況調査において、土壌ガスが検出されず、深度方向の試料採取等を行わなかった特定有害物質について、周辺の区画で汚染があり、深い深度を掘削する場合における当該特定有害物質
- ウ 土壌汚染状況調査において、分解生成物について試料採取等を行わなかった場合における、当該分解生成物

また、土壌汚染状況調査の地歴調査において全ての特定有害物質について汚染のおそれの有無を確認して指定された区域においては、台帳に記録された詳細調査等の結果や当該区域内に搬入された埋め戻し土・盛土等の記録について、認定調査における活用を可能とすべき【規則】である。

さらに、土壌汚染状況調査の地歴調査により汚染のおそれを確実に把握し、汚染のおそれが確認された特定有害物質については、必ず試料採取等を行うこととする必要があることから、地歴調査の方法やとりまとめ方の詳細について、より明確に定めるべき【規則】である。

### (3) 自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い

(略) これらを踏まえ、自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合土壌は、特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられることを踏まえ、適正な管理の下での資源の有効利用としての観点から、次に掲げる移動や活用を可能とすべきである。

ア 自然由来特例区域間（地質的に同質である範囲内）及び埋立地特例区域間（同一港湾内）の土壤の搬出等を届出の上、可能とする。

第 16 条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（略）内の土地の土壤（略）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（略）は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～六

七 当該汚染土壤を第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地

八～十 （略）

2～4 （略）

第 18 条 汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 （略）

二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

三～五 （略）

2 前項第 2 号の「自然由来等形質変更時要届出区域」とは、形質変更時要届出区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、環境省令で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壤」とは、当該区域内の汚染土壤をいう。

3 （略）

イ 同一事業や現場内の盛土構造物（埋立処理施設）による処理を業として行う場合の許可については、**自然由来・埋立材由来の基準不適合土壤に適応した施設の構造要件等を設ける。【処理業省令】**

ウ 区域外の一定の条件を満たした工事での活用及び水面埋立利用を確認の上、可能とする。

第 27 条の 5 国又は地方公共団体（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の規定による港務局を含む。）（以下この条において「国等」という。）が行う汚染土壌の処理の事業についての第 22 条第 1 項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があったものとみなす。この場合において、この法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

活用を行うに当たっては、受入側土地所有者等が受け入れる土壌の汚染状況を確認するとともに、人の健康への影響が生じない活用方法及び管理方法を決めた上で、都道府県等が事前に確認した上で行い、搬入や管理方法に問題があれば是正する仕組みとすべきである。また、粘性土や高含水率土壌は粒度調整等のため改質しての活用が一般的に行われることについて留意し、活用方法等の技術的事項の検討に当たっては、帯水層からの距離や特定有害物質の土壌への吸着特性等についても考慮すべき【処理業省令】である。

また、受入れが行われた場所について、調査を行った上で、必要があれば形質変更時要届出区域に指定するなど、受入れが行われた場所で土地の形質の変更が行われ土壌が再度搬出される場合について、必要に応じて管理が行われるようにすべき【処理業省令】である。



#### (4) 汚染土壌処理施設等に対する監督強化、情報公開の推進

(略) このため、都道府県等が、汚染土壌の処理状況を確実に把握できるよう汚染土壌処理業者に報告を徹底させること及び都道府県等による報告徴収・立入検査を強化すること(積替保管場所等を含む。)により、適正処理をさらに推進すべきである。また、積替・保管施設の把握のため、搬出届出書を受けた都道府県等からの情報共有を促すことで、適切な把握に努めるべきである。

また、汚染土壌処理施設は、処理施設ごとに汚染土壌の特定有害物質による汚染状態やその量等の処理に関する記録事項について、利害関係者等の求めに応じて閲覧をさせなければならないこととなっているが、汚染土壌の処理の透明性確保のため、さらに情報公開を進めるよう促すべきである。また、汚染土壌処理業の許可の譲受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法令に位置付けられていないため、汚染土壌処理業が適正に行われるよう、許可の譲受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法令に位置付けるべきである。

#### 第 22 条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第 1 項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ・ロ (略)

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。)

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4～9 (略)

第 27 条の 2 汚染土壤処理業者が当該汚染土壤処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第 22 条第 3 項の規定は、前項の承認について準用する。

第 27 条の 3 汚染土壤処理業者である法人の合併の場合（汚染土壤処理業者である法人と汚染土壤処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壤処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土壤処理業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壤処理業の全部を承継した法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第 22 条第 3 項の規定は、前項の承認について準用する。

第 27 条の 4 汚染土壤処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壤処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第 4 項において同じ。）が当該汚染土壤処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 60 日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第 22 条第 1 項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第 22 条第 3 項（第 2 号ホに係る部分を除く。）の規定は、第 1 項の承認について準用する。

4 第 1 項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壤処理業者の地位を承継する。

### 3 その他

#### (1) 指定調査機関の技術的能力等

(指定調査機関の技術的能力)

(略) このため、指定調査機関に対する行政機関による監督を適切に実施することに加え、技術管理者が地歴調査を含めた土壤汚染状況調査等の中核としての責任を果たすよう業務規程にその役割を明確に盛り込むことの義務付け

などを通じて、指定調査機関の調査体制の強化を図るべき【指定省令】である。また、技術管理者試験の合格後に実務経験を積んで技術管理者になることができるよう、技術管理者証の申請期間を延長する【指定省令】ほか、土壌汚染対策関連講習会の更なる開催や更新講習内容の充実等を通じて技術管理者や技術者の育成を図るべきである。

(都道府県等の職員に対する研修等の充実)

(略) このため、環境省の主催する研修会の充実(実践的なカリキュラムの充実等)により都道府県等の職員の育成を行うとともに、都道府県等相互の人的交流を促進することにより、都道府県等間での情報交換を促し、都道府県等の能力向上を図るべきである。

## (2) 指定調査機関に係る手続

(略) 指定調査機関の届出事項の変更の手続は、審査を前提とした事前届出制度ではないこと、変更後でなければ届出が困難である事項があること、他法令の制度においても事後届出制が多いことから、変更後に提出を求めるよう見直すべきである。

第 35 条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下この章において「環境大臣等」という。)に届け出なければならない。

## (3) 基金その他の支援制度

(基金)

(略) これらを踏まえ、基金については、現時点では、基金の助成対象となりうる案件は現れていないものの、将来、健康影響が生ずるおそれがあるために都道府県等から指示された土壌汚染の除去等の措置を汚染原因者以外の者が行う必要が生じる場合に対応できるよう、引き続き、基金を維持しておくべきである。

その際、公害防止のために必要な対策を講じたり汚された環境を元に戻したりするための費用は汚染原因者が負担すべきという汚染者負担の原則を踏まえて汚染原因者を助成事業の対象外としていることについては、健康被害のおそれが切迫している状況にある案件は見当たらないなど、現状では変更の必

要はないと考えられるが、引き続き情報収集を行い、汚染原因者についても健康被害のおそれが切迫しているなどの一定の条件の下で助成が可能かどうか、その是非も含めて検討すべきである。

また、基金による助成が突発的・緊急的な事業に対応できるよう、直接助成を行う都道府県等に対し助成制度を整備するように促すとともに、助成制度の利用を促すため基金による普及・啓発をいっそう推進すべきである。併せて、汚染土壌に関するリスク管理などについての知識の普及と国民の理解の増進、土壌汚染対策に関わる中小事業者や土地所有者に対する調査・対策技術などについての情報や知識の普及を図るため、セミナー・講習会の開催や相談会等による普及・啓発についてもより充実させるべきである。

(その他の支援制度)

(略) しかしながら、平成 21 年の法改正以降、法に基づく年間の土壌汚染状況調査の結果報告件数が 2 倍以上に増加しており、中小事業者等が土壌汚染対策を円滑に進めていけるようにするためにも、今後とも低利融資制度を設けることについて検討を行うべきである。

また、土壌汚染対策に係る調査・対策には多額の費用を要することから、中小事業者等が土壌汚染対策を推進するためには、例えば狭い土地でも適用できるような調査・対策手法の充実、低コスト化が必要である。そのためには、民間企業等においても低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の開発・実用化・普及に努めるとともに、行政においてもその促進を図るべきである。

#### (4) 測定方法

(略) 溶出試験方法については、各国により異なる測定方法そのものを統一することは現実的でないと考えられるが、なるべく実環境に近い条件で試験することという、諸外国の測定方法の背景にある考え方を踏まえつつ、土壌の汚染状態をより適切に分析できるよう手順の明確化を進めるべきである。

また、その際には、溶出試験は飲用する可能性のある地下水への溶出に係るものであることを踏まえつつ、分析結果のばらつきを抑制する方向で検討を行うべきである。また、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮すべきである。